

無線局損失補償請求明細書審査  
チェックリスト  
(免許人用)

## 1 事前確認

- 無線局損失補償請求明細書は定められた様式のものであるか
- 委任状（請求を委任する場合に限る）
- 委任状に支払いに関する内容が明記されているか（支払口座先が免許人以外の場合に限る。）
- 委任状に押印が捺印されているか
- 無線局の変更届があるか

## 2 無線局損失補償請求明細書の審査

### （1）様式記載の確認

- 免許番号、無線局名、免許人が記載されているか。
- 代理人による申請の場合は「代理人」が記載されているか。
- 金額の欄の額は設備費、工事費、交通費の合算額とあっているか
- 振込み口座先が記載されているか
- 工事した業者名及び工事業者の欄が記載されているか
- 指定変更命令書の欄が記載されているか
- 設備費について、ROM書込及び設備の基盤交換の欄が記載されているか。
- 空中線系の工事がある場合は、その記載があるか。（海岸局に限る。）
- 工事費の欄の「時間」「人数」「工事単価」「合価」が記載されているか。
- 工事の内容の欄に実施した工事のチェックがなされているか。
- 工事を実施した場所の欄に記載があるか。
- 交通機関を利用した請求がある場合は、「利用交通機関等」、「区間（片道）」及び「往復の金額の欄」に記載があるか。

### （2）請求額の審査

#### ア 工事業者の欄

- 工事した業者が記載されているか。

#### イ 材料費の欄

- 装置区分の「型式」欄が記載されているか。
- 「CH」の欄に変更対象となるCHが記載されているか。
- ROM書換の「型式」欄はROMの型式が記載されているかどうか。
- 「個数」の欄は、現在許可を受けている設備の個数とあっているか。

- 「設備の基盤換装」の「個数」は、ROM 基盤の換装の個数（設備本体の換装が伴う場合は台数）が記載されているか。
- 「空中線系」「制御系」の欄の記載は、海岸局に限ることとし、工事がある場合は、概要が記載されていること。
- 「合価」の欄においては、ROM 書換の場合は 10,000 円、設備の基盤換装の場合であって型式検定機器の場合は 468,000 円、適合表示無線設備の場合は 100,000 円を超えるものでないか。（いずれも船舶局に限る。）
- ROM 書換費、設備の基盤換装費の基準額を超える場合、理由書が添付されており、その理由が認められるか。
- 「備考」の欄は、適合表示無線設備の場合は工事設計認証番号等、型式検定機器の場合は、検定合格番号が記載されているかどうか。この場合において、適合表示無線設備から適合表示無線設備のものであるか。型式検定機器に換装する場合は、電波法第 37 条において型式検定が義務付けられているものであるか。
- 「合計」の欄は合価の合計金額とあっているか。

#### ウ 工事費

- 工事時間に記載があるか。
- 「人数」の欄があるか。「1」以外の場合は、理由書があるか。
- 「工事単価」の欄に記載があるか。一時間あたり 10,000 円／人以下を超えるものとなっている場合は、理由書を添付しているか。
- 「合価」欄が記載され、値が正しいかどうか。
- 「工事の内容」の欄に、工事した内容にチェックが入れているか。
- 「工事実施場所等」の欄には、都道府県、市町村、番地が記載しているか。

#### エ 交通費

- 「利用交通機関等」の欄に利用した交通機関の欄にチェックを入れているか。
- 「区間」について工事現場までの適正な区間を記載しているか。
- 往復の金額は、実費の額が記載されているか。
- レンタカーを使用した場合は欄にチェックをいれているか。また、レンタカー利用明細書の様式に記入されているか。
- 利用交通費にかかる信憑書類を添付しているか。
- 宿泊を要する工事の場合は、「宿泊費」の欄にチェックを入れているか。

- 宿泊が旅行業者のパックでない場合は、理由書を添付しているか。
- 宿泊費の金額が、旅費法の金額を上回っていないか。

オ 参考事項

- 機器の型式合格番号又は工事設計認証番号等を記載しているか。
- 添付している信憑書類名が記載しているか。